

◎科学技術における研究開発のための協力に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定の有効期間を延長する議定書

(略称) 米国との科学技術研究開発協力協定の有効期間延長議定書

平成 五年 六月 十六日 ワシントンで
平成 五年 六月 二十日 効力発生
平成 六年 一月 七日 告示

(外務省告示第二号)

目 次

ページ

前 文	二七二五
第一条 延長期間	二七二五
第二条 効力発生	二七二五
末 文	二七二五

科学技術における研究開発のための協力に関する日本国
政府とアメリカ合衆国政府との間の協定の有効期間を延
長する議定書

前
文

日本国政府及びアメリカ合衆国政府は、

千九百八十八年六月二十日にトロントで署名された科学技術
における研究開発のための協力に関する日本国政府とアメリ
合衆国政府との間の協定（以下「協定」という。）の有効期間が
千九百九十三年六月二十日に終了することを認識し、

協定第九条２の規定に従って行動して、

次のとおり協定した。

第一条

延長期間

協定は、千九百九十三年六月二十日より五年間延長する。

第二条

効力発生

この議定書は、千九百九十三年六月二十日に効力を生ずる。

末
文

千九百九十三年六月十六日にワシントンで、ひとしく正文で

米国との科学技術研究開発協力協定の有効期間延長議定書

PROTOCOL EXTENDING THE AGREEMENT BETWEEN
THE GOVERNMENT
OF THE UNITED STATES OF AMERICA AND
THE GOVERNMENT OF JAPAN
ON COOPERATION IN RESEARCH AND DEVELOPMENT IN
SCIENCE AND TECHNOLOGY

The Government of the United States of
America and the Government of Japan;

Recognizing that the Agreement between the
Government of the United States of America and
the Government of Japan on Cooperation in
Research and Development in Science and
Technology, signed at Toronto on June 20,
1988, (hereinafter referred to as "the
Agreement") will terminate on June 20, 1993;
Acting pursuant to paragraph 2 of Article
IX of the Agreement;
Have agreed as follows:

Article I

The Agreement will be extended for five
years, effective from June 20, 1993.

Article II

This Protocol will enter into force on June
20, 1993.

DONE at Washington, this sixteenth day of
June, 1993, in duplicate, in the English and

ある日本語及び英語により本書二通を作成した。

Japanese languages, each text being equally authentic.

日本国政府のために

栗山 尚一

FOR THE GOVERNMENT OF THE
UNITED STATES OF AMERICA:

FOR THE GOVERNMENT
OF JAPAN:

アメリカ合衆国政府のために

ジョン・H・ギボンズ

John H. Gibbons

Takakazu Kuriyama

(参考)

この議定書は、昭和六十三年六月二十日に署名された米国との科学技術研究開発協力協定（昭和六十三年二国間条約集参照）の有効期間を平成五年六月二十日より五年間延長するものである。